

11月は
年金推進月間

みんなで支え合い 安心した暮らしを

3つの基礎年金などで 万一の備えもできます

今月は「国民年金推進月間」です。国民年金は、誰にもやがて訪れる長い老後の収入を確保する大切なもの。現役世代の納める保険料が高齢者世代を支え、現役で働く人たちが高齢者になったときには、次の世代の人たちの納める保険料が支えてくれるという、世代間扶養の仕組みです。また、病気や事故などで障害が残ってしまったときの障害基礎年金、一家の働き手を失ったときの遺族基礎年金などもあります。この制度は国が責任を持って運営しているため、きちんと保険料を納めていけば、生涯にわたって確実に年金を受けることができるので安心です。



ゲートボールを通じて3世代が楽しく交流（芳賀公園で）

65歳から支給します

老齢基礎年金

老齢基礎年金は、原則として保険料を納めた期間、免除を受けた期間などを合わせて二十五年以上ある人が受給対象。これを満たす人が六十五歳になったときに支給されます。ただし、本人の希望で六十歳以上六十五歳未満の間に請求する繰り上げ支給もできますが、年齢や誕生日に応じて年金額が減額されます。また、繰り上げ請求をすると、障害基礎年金や寡婦年金が支給されません。一方、六十六歳以降に請求す

国民年金は、老後生活を保障する老齢基礎年金だけでなく、病気やけが、事故などで障害が残ったときの障害基礎年金や一家の働き手がなくなったときの

遺族基礎年金などがあります。これらの年金を受けるには、きちんと保険料を納めていることが必要。各年金の請求先は下表のとおりです。

繰り下げ支給の場合は、年金額が増額されます。なお、いったん減額されたり、増額されたりした支給率は生涯にわたり変わりません。

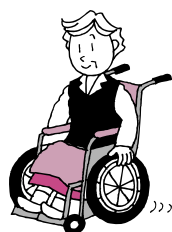
病気をやがて障害残った

障害基礎年金

障害基礎年金は、初診日（病気やけがで初めて診療を受けた日）に次に該当すれば、一定の条件で支給されます。国民年金に加入している

国民年金に加入したことがあり老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない六十歳以上六十五歳未満で、国内に住所があり、障害認定日（初診日から一年六カ

月を経過した日またはそれ以前に症状が固定した日）に国民年金の障害等級の一級か二級に該当する。



生計維持者が亡くなった

遺族基礎年金

遺族基礎年金は、次に該当する人が死亡したときに、生計を維持していた「子のある妻または子」に支給されます。国民年金に加入している

六十歳以上六十五歳未満で国内に住所があり、国民年金に加入したことが過去にある。老齢基礎年金の受給権がある。老齢基礎年金の受給資格期間を満たし

特別障害給付金は次に該当するとともに、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金一級・二級に相当する人に対して支給されます。

任意加入しなかった間の障害

特別障害給付金

昭和六十一年三月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金・共済組合など

の加入者）の配偶者、平成三年三月以前に国民年金任意加入対象であった学生。ただし、六十五歳に達する日の前日までにこの障害状態になった人が対象。障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる人は対象になりません。

届け出をしましゅう

海外転出者の任意加入

海外転出し、海外居住する人が引き続き国民年金に加入する場合は、任意加入の届け出が必要。日本国籍を持つ二十歳から六十五歳未満まで、昭和四十年四月一日以前に生まれた人は七十歳未満までの期間加入できます。

なお、保険料の納め方には次の二つの方法があります。海外転出届けを出するとき

に親族を保険料納付の協力者として定め、その人が本人に代わって納める。日本国民年金協会（03 3265 2885）に依頼して納める。

問い合わせは国保年金課
890 6254、前橋
社会保険事務所 231
1705へ。